

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 30 年 1 月 12 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1700117号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国) 第1700022号

第1 結論

昭和36年4月から昭和39年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和36年4月から昭和39年3月まで

請求期間当時は、国民年金制度に余り関心がなかったため、国民年金の加入手続については記憶が定かではなく、国民年金制度が始まってしまらくは国民年金保険料を納付していなかつたが、国民年金手帳(以下「年金手帳」という。)の最も古い検認印の日付(昭和39年11月24日)よりも前の昭和39年5月頃、A市役所から来たと名乗る中年の男性の巡回徴収員に、請求期間に係る私と夫の二人分の保険料1万800円をまとめて納付し、2冊の年金手帳を受け取った。その時点において、年金手帳の請求期間に係る印紙検認台紙は切り取られていたので、当該期間の保険料を納付したものと思っていた。

しかし、国民年金の記録では、請求期間の保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和39年5月頃に、A市の巡回徴収員に請求期間に係る自身と夫の二人分の国民年金保険料1万800円をまとめて納付したと陳述しているが、請求者が当該保険料を納付したとする同年5月を基準とすると、請求期間のうち、昭和36年度の保険料は時効により納付することができず、昭和37年度及び昭和38年度の保険料は過年度保険料となるところ、同市は、巡回徴収員に納付することができたのは、国民年金印紙による現年度保険料のみであり、現金による納付となる過年度保険料を納付することはできなかったと回答している上、請求期間に係る請求者及び請求者の夫の保険料の合計額は9,250円となり、巡回徴収員に過年度保険料1万800円をまとめて納付したとする請求者の陳述と一致しない。

また、国民年金保険料の国民年金印紙による納付については、市区町村の担当者や徴収員が年金手帳の印紙検認台紙の所定欄に国民年金印紙が貼り付けられていることを確認し、消印するとともに、印紙検認台紙の左側にある印紙検認記録欄に検認印を押印する取扱いとなってい

るところ、請求期間の印紙検認記録欄には、検認印が押印された形跡はない。

さらに、請求者は、昭和 39 年 5 月頃に自身と夫の国民年金保険料を納付した際に、2 冊の年金手帳を受け取り、その時点において当該年金手帳の請求期間に係る印紙検認台紙は切り取られていたと陳述しているが、年金手帳の印紙検認台紙は、当該印紙検認台紙を B 県の国民年金課（当時）に送付するため、保険料の納付の有無にかかわらず、各年度終了後に切り取り線上に押印し、切り取られるものであるところ、当該年金手帳における昭和 36 年度から昭和 38 年度までの印紙検認台紙があったページに残る割印は、請求者から提出された昭和 45 年 4 月から昭和 46 年 3 月までの保険料の領収証書において確認できる印と比べると、担当者と思われる者の姓、年月を表す「46. 3」（昭和 46 年 3 月）、区名を表す「A」（A 市）が共通していることから、当該印紙検認台紙は、昭和 45 年度の保険料を納付した際に割印され、切り取られたものであることがうかがえる。

加えて、請求者の年金手帳は昭和 37 年 10 月 19 日に発行されていることが確認できる上、A 市は、請求者から当該年金手帳と一緒に提出された文書（「国民年金手帳の送付について」）の差出人である同市国民年金課が、当該文書に記載されている住所に仮庁舎があったのは、昭和 37 年 1 月 29 日から昭和 38 年 7 月 28 日までの期間であること、及び同市が国民年金被保険者の年金手帳を預かっていたことはないと回答していることから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したとする昭和 39 年 5 月頃に、請求者が巡回徴収員から上記文書及び年金手帳を受け取ったとは考え難い。

また、オンライン記録により、請求者が請求期間に係る国民年金保険料と一緒に納付したとする請求者の夫も当該期間の保険料は未納となっている上、請求期間直後（昭和 39 年 4 月）から請求者の夫が 60 歳到達により国民年金被保険者資格を喪失した日の属する月の前月（昭和 * 年 * 月）までの期間について、請求者及び請求者の夫の国民年金の記録は一致していることが確認できる。

このほか、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索の結果、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。